

1(1) 学校経営【管理】

(1) 教育の質的向上に向けた働き方改革の推進を

児童生徒に真に寄り添いながら展開する質の高い教育実践には、心身ともに健康な教職員の存在が不可欠である。近年、教職員が疾病や負傷等の理由により、思うように勤務ができていない状況も散見される。各学校には、教職員の健康管理、とりわけメンタルヘルスへの意図的・継続的な取組と業務改善の視点をもった見直しを是非ともお願ひしたい。

《主な確認事項》

- 管理職は、働き方改革の視点で「勤務時間の適正化、意識改革、業務改善、部活動指導の負担軽減、学校運営体制の充実」を図っているか。
- 管理職は、自らの健康管理と、教職員の健康状態に注意を払っているか。健康診断等において精密検査等を指示された場合、速やかに対応しているか。
- 管理職は、労働基準法や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文科省・H31.1.25)」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針(文科省R2.1.17 告示)」、市の方針等を踏まえ、時間外勤務が月45時間を超える教職員に指導・助言をしているか。また、その改善のために校内体制を整えて具体的な手立てを講じているか。
- 管理職は、教職員が職場内の悩みを相談することができる体制を整備しているか。
- 管理職は、各校で作成した「部活動の方針」に則った指導・運営体制を構築し、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤又は、芸術文化等の活動に親しむ基盤としての部活動となるよう管理しているか。(指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の視点)

(2) 危機管理意識の醸成とリスクマネジメントにおける最新情報の共有を

多くの学校で、教職員の危機管理意識を高める様々な取組を行っている。その中には、外部講師との協働による実践や児童生徒の登下校等を意識した実践、保護者・地域・関係機関と連携し、様々な場面を想定した工夫ある取組も行われている。

危機管理マニュアルについては、不断の見直しを行い、実際に活用できる、しかも活用しやすい危機管理マニュアルの整備を進めることで、教職員の危機管理能力や危機回避能力の更なる醸成につながると考えられる。危機管理マニュアルの見直しを是非ともお願ひしたい。

《主な確認事項》

- 教職員は、児童生徒の教育活動にふさわしい環境整備と安全管理に努めているか。
(施設設備・通学路や危険箇所の点検、児童生徒の行動観察、不審者侵入への管理体制等)
- 危機管理マニュアルは、気象災害対策や情報管理対策等の喫緊の課題にも対応できるよう、不断の見直しと周知が行われているか。
- 避難訓練等は、現実に即して計画され、形骸化を防ぐ手立てが講じられているか。
- 安全点検は、同じ箇所を複数の目で行うといったような工夫ある方法で実施しているか。
- 学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、登下校等の安全確保に努めているか。
- 学校が管理する電子データ、個人情報、公文書、金銭等は適切に取り扱われているか。
- 学校給食における安全管理には、適切な処置が施されているか。
- 児童生徒や保護者が体罰・性暴力被害の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口等の周知を図っているか。

(3) 服務の厳正が求められる教育公務員のあるべき姿の確認徹底を

児童生徒・保護者・地域からの教職員に対する信頼は、そのまま学校教育そのものの信頼に直結する。管理職は、全ての教職員に対して、当事者意識をもたせるような服務の厳正にかかる研修や指導を行う必要がある。必要に応じて個別指導等も行い、不祥事や信用失墜行為等が絶対に起きない職場環境の構築を推進していただきたい。

《主な確認事項》

- 管理職は、機会を捉えた服務の厳正に関する指導を隨時行っているか。
- 不祥事や学校事故防止について、校内研修を意図的・計画的に複数回実施する中で、今日の課題であるSNSやスマートフォンの使い方、パワハラ・セクハラ・児童生徒性暴力等を積極的に取り上げるなど、効果を上げるための工夫をしているか。また、校内の不祥事防止に係る組織を機能させ、記録の累積をしているか。
- 不祥事の予兆を見逃さないためにも、「学校内の日常的な報告体制の確立」と「児童生徒、保護者等からの情報収集」に努めているか。
- 不祥事が起きた場合の学校体制や具体的な対応について、教職員は理解しているか。
- 教職員は、諸表簿の記載を、適時に、遺漏なく、正確に行っているか。

